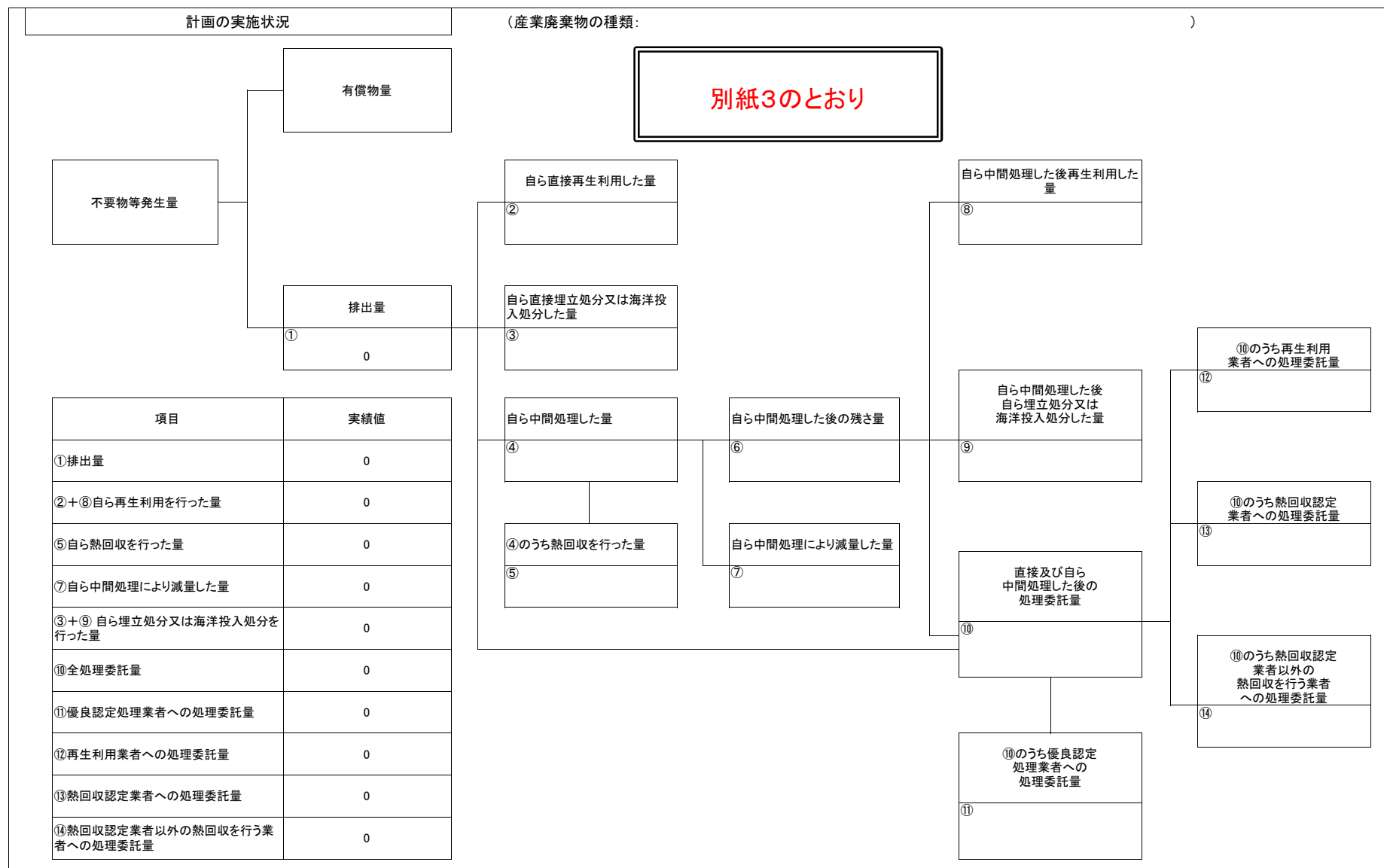


産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
2024年6月25日			
広島県知事様			
提出者			
住所		東京都中央区八重洲二丁目2番1号	
氏名		三井化学株式会社	
		代表取締役社長 橋本 修	
代理者			
住所		山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
氏名		三井化学株式会社 岩国大竹工場	
		執行役員工場長 高妻 泰久	
		(主管課長：安全・環境GL 横山 孝雄)	
電話番号		0827-53-9107	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2023年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		三井化学株式会社 岩国大竹工場	
事業場の所在地		山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
事業の種類		製造業（化学工業）	
産業廃棄物処理計画における計画期間		2023年4月1日～2024年3月31日	
産業廃棄物処理計画における目標値			
別紙4のとおり			
項目		目標値	
項目		目標値	
排出量		101,983 t	
全処理委託量		5,683 t	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		7,500 t	
優良認定処理業者への処理委託量		5,430 t	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0 t	
再生利用業者への処理委託量		0 t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		88,500 t	
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量		0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(2023 年度実績)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫のうち再生利用業者への処理委託量	⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻	770.94									770.94	770.94			
汚泥	75,813.54841			75,092.98		770.94	74,322.04			1,491.50841	1,491.50841			
廃油	2,933.0675	2,842.347								90.7205	90.7205			
廃酸	8.0817									8.0817	8.0817			
廃アルカリ	1,346.8803									1,346.8803	1,346.8803			
廃プラスチック類	1,328.2271	385.824								942.4031	924.2031			
紙くず														
木くず	167.17									167.17	167.17			
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	18.1006									18.1006	16.9496			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	85.1404									85.1404	67.3504			
鉱さい														
がれき類														
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん	117.38									117.38	117.38			
(水銀製品)電池類	0.67									0.67				
(水銀製品)蛍光灯	1.73									1.73				
(石綿含有)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	14.9									14.9	14.9			
合計	82,605.83601	3,228.171	0	75,092.98	0	770.94	74,322.04	0	0	5,055.62501	5,016.08401	0	0	0

別紙3ーその2

単位:トン／年

実 績 値									
①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
770.94	0	0	0	0	770.94	770.94	0	0	0
75,813.54841	0	0	74,322.04	0	1,491.50841	1,491.50841	0	0	0
2,933.0675	2,842.347	0	0	0	90.7205	90.7205	0	0	0
8.0817	0	0	0	0	8.0817	8.0817	0	0	0
1,346.8803	0	0	0	0	1,346.8803	1,346.8803	0	0	0
1,328.2271	385.824	0	0	0	942.4031	924.2031	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
167.17	0	0	0	0	167.17	167.17	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18.1006	0	0	0	0	18.1006	16.9496	0	0	0
85.1404	0	0	0	0	85.1404	67.3504	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117.38	0	0	0	0	117.38	117.38	0	0	0
0.67	0	0	0	0	0.67	0	0	0	0
1.73	0	0	0	0	1.73	0	0	0	0
14.9	0	0	0	0	14.9	14.9	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82,605.83601	3,228.171	0	74,322.04	0	5,055.62501	5,016.08401	0	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(2023 年度実績)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	101,983	①排出量	82,606
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	7,500	②自ら直接再生利用した量	3,228
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	88,500	⑦自ら中間処理により減量した量	74,322
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
全処理委託量	5,683	⑩全処理委託量	5,056
優良認定処理業者への処理委託量	5,430	⑪優良認定処理業者への処理委託量	5,016
再生利用業者への処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理委託量	0
熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
2024年6月25日			
様 広島県知事			
提出者			
住所		東京都中央区八重洲二丁目2番1号	
氏名		三井化学株式会社	
		代表取締役社長 橋本 修	
代理者			
住所		山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
氏名		三井化学株式会社 岩国大竹工場	
		執行役員工場長 高妻 泰久	
		(主管課長：安全・環境GL 横山 孝雄)	
電話番号		0827-53-9107	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、2023年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		三井化学株式会社 岩国大竹工場	
事業場の所在地		山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
事業の種類		製造業（化学工業）	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		2023年4月1日～2024年3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 別紙8のとおり			
項目		目標値	
項目		目標値	
排出量		1085.12 t	
全処理委託量		1085.12 t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
優良認定処理業者への処理委託量		1085.12 t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
再生利用業者への処理委託量		0 t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		0 t	
認定熱回収業者への処理委託量		0 t	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度 827 t	
		前年度 616 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) ・2018年4月より、特別管理産業廃棄物の電子マニフェスト使用開始。 ・処理業者との委託契約ごとに、産業廃棄物（特管含む）の電子マニフェストで運用開始。			
※事務処理欄			

計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

①

排出量

別紙7のとおり

②

自ら直接再生利用した量

③

自ら直接埋立処分した量

④

自ら中間処理した量

④のうち熱回収を行った量

⑤

⑥

自ら中間処理した後の残さ量

⑦

自ら中間処理により減量した量

⑧

自ら中間処理した後再生利用した量

⑨

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑩

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑪

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑫

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑭

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

（特別管理産業廃棄物の種類：）

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

（第2面）

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(2023 年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫のうち再生利用業者への処理委託量	⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類														
廃油	587.091									587.091	587.091			
廃酸	16.6678									16.6678	16.6278			
廃アルカリ	0.5479									0.5479	0.5479			
感染性産業廃棄物	0.009									0.009	0.009			
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	6.2336									6.2336	6.22			
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉱さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	10.34									10.34	10.34			
燃え殻(特定有害産業廃棄物)														
ばいじん(特定有害産業廃棄物)														
廃油(特定有害産業廃棄物)	0.156									0.156	0.156			
汚泥(特定有害産業廃棄物)	0.8021									0.8021	0.8021			
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0.0136									0.0136	0.0136			
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0.0007									0.0007	0.0007			
廃水銀等(特定有害産業廃棄物)	0.0375									0.0375	0.0375			
合計	621.8992	0	0	0	0	0	0	0	0	621.8992	621.8456	0	0	0

別紙7-その2

実 績 値(単位:トン/年)									
①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
587.091	0	0	0	0	587.091	587.091	0	0	0
16.6678	0	0	0	0	16.6678	16.6278	0	0	0
0.5479	0	0	0	0	0.5479	0.5479	0	0	0
0.009	0	0	0	0	0.009	0.009	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6.2336	0	0	0	0	6.2336	6.22	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10.34	0	0	0	0	10.34	10.34	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.156	0	0	0	0	0.156	0.156	0	0	0
0.8021	0	0	0	0	0.8021	0.8021	0	0	0
0.0136	0	0	0	0	0.0136	0.0136	0	0	0
0.0007	0	0	0	0	0.0007	0.0007	0	0	0
0.0375	0	0	0	0	0.0375	0.0375	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
621.8992	0	0	0	0	621.8992	621.8456	0	0	0

別紙8(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(2023 年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	1085.12	①排出量	621.8992
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	②+⑧自ら直接再生利用を行った量	0
自ら熱回収を行う産特別管理産業廃棄物の量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	⑦自ら中間処理により減量した量	0
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
全処理委託量	1085.12	⑩全処理委託量	621.8992
優良認定処理業者への処理委託量	1085.12	⑪優良認定処理業者への処理委託量	621.8456
再生利用業者への処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理委託量	0
熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月25日	
広島県知事様	
提出者 住所 東京都中央区八重洲二丁目2番1号 氏名 三井化学株式会社 代表取締役社長 橋本 修	
代理人 住所 山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号 氏名 三井化学株式会社 岩国大竹工場 執行役員工場長 高妻 泰久 (主管課長：安全・環境GL 横山 孝雄) 電話番号 0827-53-9107	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井化学株式会社 岩国大竹工場
事業場の所在地	山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1、2のとおり	
①事業の種類	製造業（化学工業）
②事業の規模	製造品出荷額 942億円
③従業員数	810人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工場製造設備 (汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、 木くず、金属) 汚泥 工場構内廃棄物中間処理 (脱水、乾燥、焼却) 燃え殻、ばいじん 外部委託処理(中間処理：焼却・破碎・ 混合・圧縮・中和等、最終処分：埋立)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1、2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1、2 のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1、2 のとおり

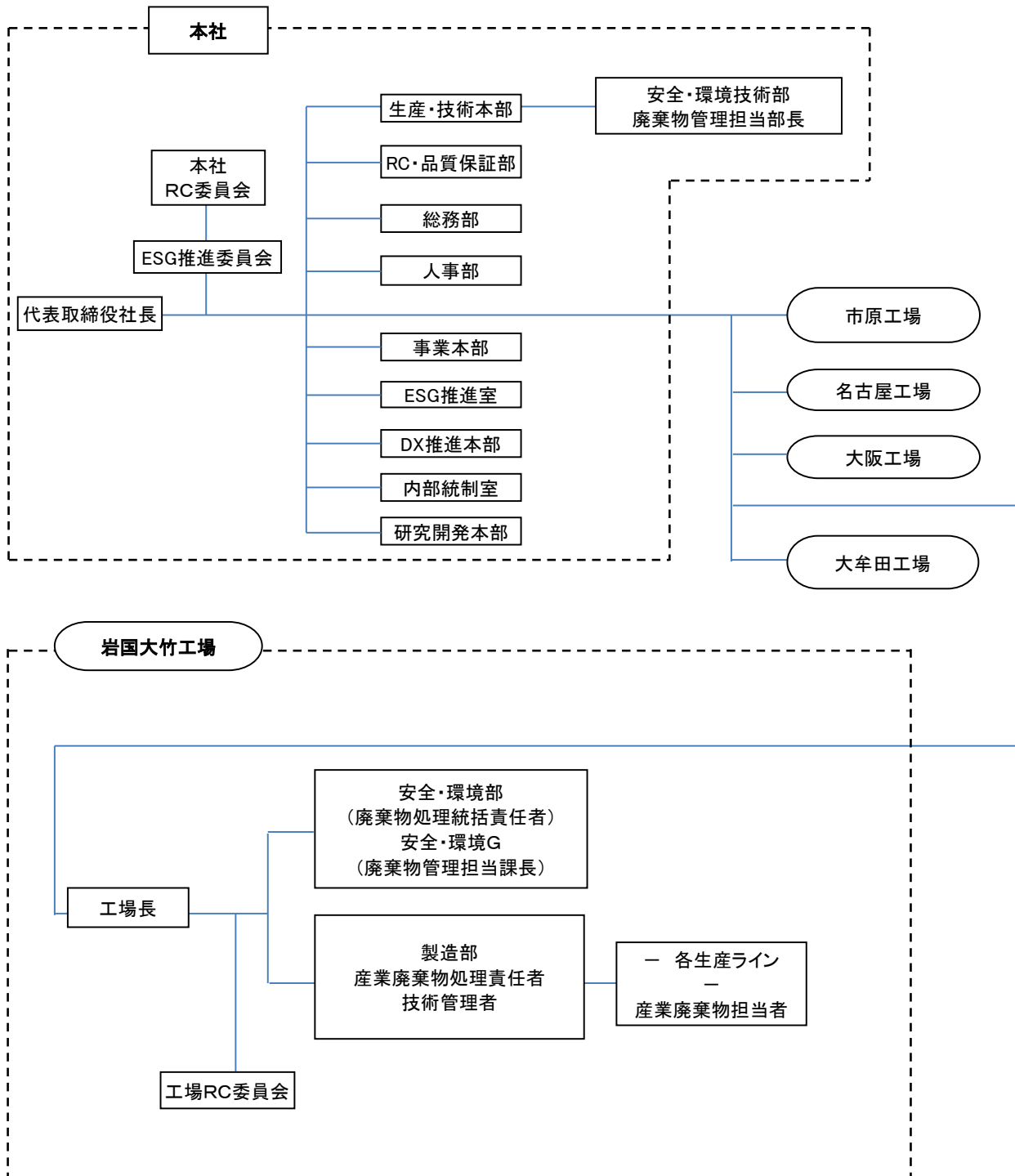
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	別紙 1、2 のとおり	
		産業廃棄物の種類	
		全処理委託量	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t
		再生利用業者への 処理委託量	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

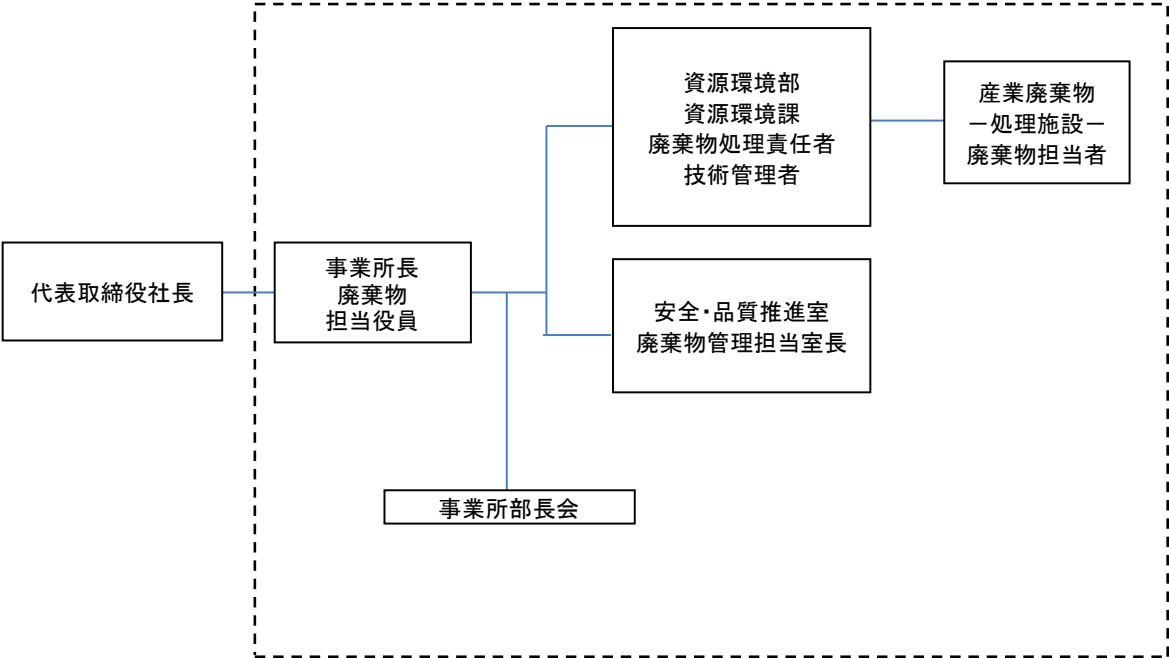
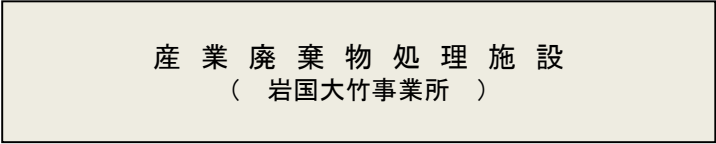
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

三井化学株式会社 管理体制図



関連会社 (産業廃棄物中間処理業)

株式会社 三井化学オペレーションサービス管理体制図



別紙1（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（2023年度）実績量

計画：今年度（2024年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	770.94	1,000									770.94	1,000	770.94	1,000						
汚泥	75,813.54841	80,000					74,322.04	78,500			1,491.50841	1,500	1,491.50841	1,500						
廃油	2,933.0675	3,500	2,842.347	3,300							90.7205	200	90.7205	200						
廃酸	8.0817	10									8.0817	10	8.0817	10						
廃アルカリ	1,346.8803	1,500									1,346.8803	1,500	1,346.8803	1,500						
廃プラスチック類	1,328.2271	1,500	385.824	0							942.4031	1,500	924.2031	1,450						
紙くず																				
木くず	167.17	170									167.17	170	167.17	170						
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	18.1006	19									18.1006	19	16.9496	18						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	85.1404	95									85.1404	95	67.3504	77						
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん	117.38	130									117.38	130	117.38	130						
(水銀製品)電池類	0.67	1									0.67	1								
(水銀製品)蛍光灯	1.73	2									1.73	2								
(石綿含有)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	14.9	23									14.9	23	14.9	23						
合計	82,605.83601	87,950	3,228.171	3,300	0	0	74,322.04	78,500	0	0	5,055.62501	6,150	5,016.08401	6,078	0	0	0	0	0	0

別紙 2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	製造業（化学工業）
②事業の規模	製造品出荷額 942億円
③従業員数	810人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A["工場製造設備 〔汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・木くず・金属くず等〕"] -- 汚泥 --> B["工場構内廃棄物中間処理"] A --> C["外部委託処理 (中間処理：焼却・破碎・混合・圧縮・中和等、最終処分：埋立)"] B -- "燃え殻、ばいじん" --> C </pre>

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）
別紙（第7面、第8面）のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制実施。 ・年度単位で削減計画を作成し実行。 ・廃プラスチック類、廃油、金属くず及び木くずの産業廃棄物処理から有価物売却への転換。 ・各プラントで使用する容器類を使い捨てから、再生可能な容器に変更。
②計画	（今後実施する予定の取組） ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制（継続）。 ・年度単位で削減計画を作成（継続）。 ・廃プラスチック類、廃油、金属くず及び木くずの産業廃棄物処理から有価物売却への転換（継続）。 ・各プラントで使用する容器類を使い捨てから、再生可能な容器に変更（継続）。 ・汚泥、燃え殻の有用成分回収による有価物化検討。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチック類、金属くず及び木くずの分別による有価物売却又は再資源化外部委託処理。 ・廃プラスチック類、木くずの分別によるボイラー燃料化（RPF化等）委託処理。
②計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチック類、金属くず及び木くずの分別による有価物売却又は再資源化外部委託処理（継続）。 ・廃プラスチック類、木くずの分別によるボイラー燃料化（RPF化等）委託処理（継続）。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・ 廃プラスチック類のボイラー燃料化及び廃油の燃料化。 ・ 燃え殻の埋立委託処理から、セメント原料化委託処理又は路盤材原料化委託処理に変更。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・ 廃プラスチック類のボイラー燃料化及び廃油の燃料化（継続）。 ・ 燃え殻の埋立委託処理から、セメント原料化委託処理又は路盤材原料化委託処理に変更（継続）。 ・ 燃え殻の他の委託再生利用方法を検討する。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・ 汚泥の脱水、乾燥、焼却運転条件を検討し改善を行なっている。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・ 汚泥の脱水、乾燥、焼却方法の改善検討を行なう（継続）。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) —
②計画	(今後実施する予定の取組) —

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・ 廃プラスチック類、木くずのボイラー燃料化（RPF化等）を推進している。 ・ 可能な限り優良認定処理業者から選定している。 ・ 再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。 ・ 委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施している。 ・ 紙マニフェストから電子マニフェストへ切り替えている。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施する（継続）。 ・ 廃プラスチック類、木くずのボイラー燃料化（RPF化等）を推進する（継続）。 ・ 可能な限り優良認定処理業者から選定する（継続）。 ・ 再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する（継続）。 ・ 委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施する（継続）。 ・ 紙マニフェストから電子マニフェストへ切り替える（継続）。 ・ 産業廃棄物処理委託契約を書面から電子へ段階的に切替えの検討を行う。

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年6月25日	
広島県知事 殿	
提出者	
住所	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
氏名	三井化学株式会社
	代表取締役社長 橋本 修
代理者	
住所	山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号
氏名	三井化学株式会社 岩国大竹工場
	執行役員工場長 高妻 泰久
	(主管課長：安全・環境GL 横山 孝雄)
電話番号	0827-53-9107
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井化学株式会社 岩国大竹工場
事業場の所在地	山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙5、6のとおり	
①事業の種類	製造業（化学工業）
②事業の規模	製造品出荷額 942億円
③従業員数	810人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	工場製造設備 (廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、 廃石綿等、汚泥、廃水銀等) 外部中間処理委託 (焼却・中和・安定化等)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5、6のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5、6のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5、6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5、6のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5、6のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5、6のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

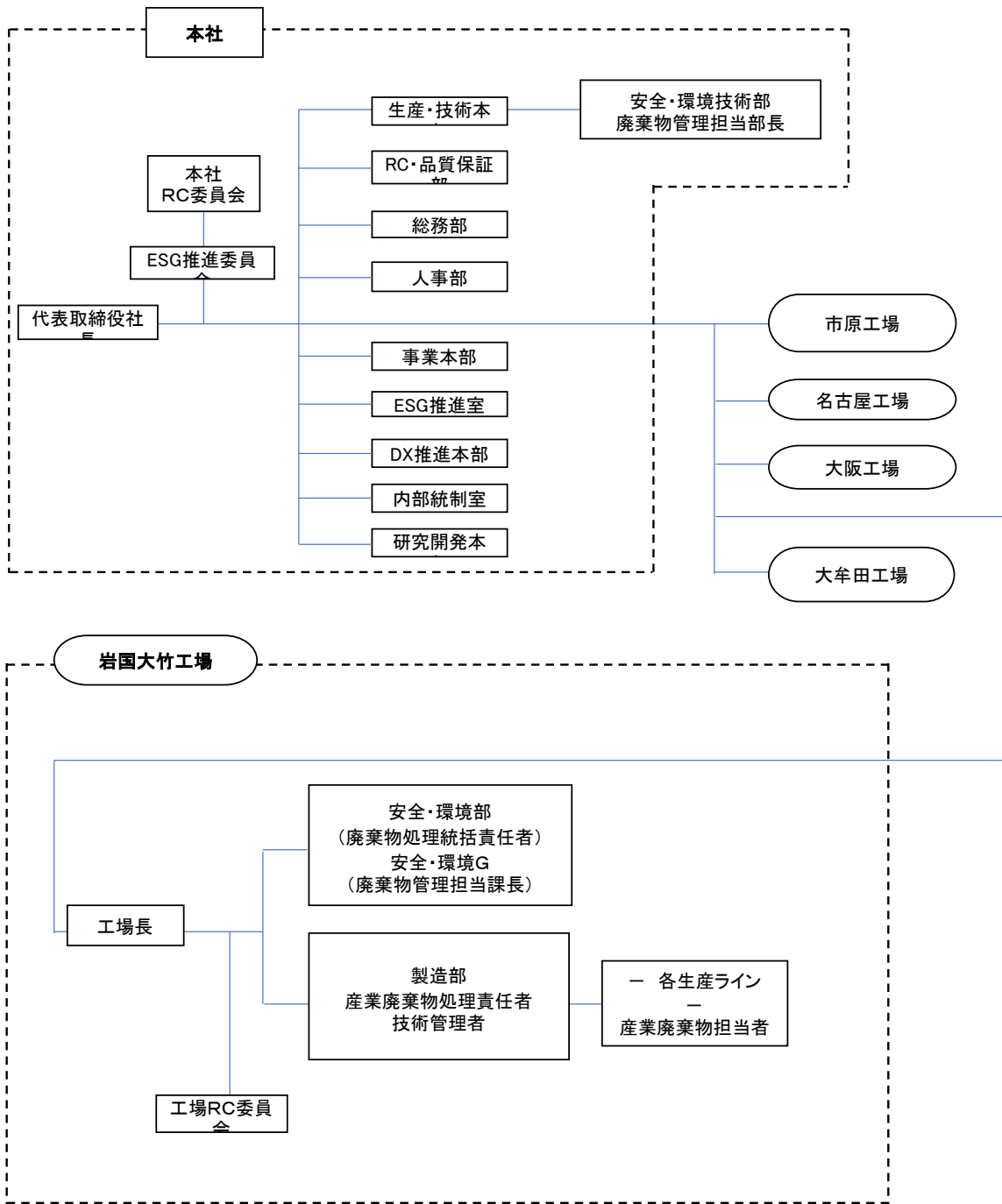
①現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙5、6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙5、6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】 別紙5、6のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

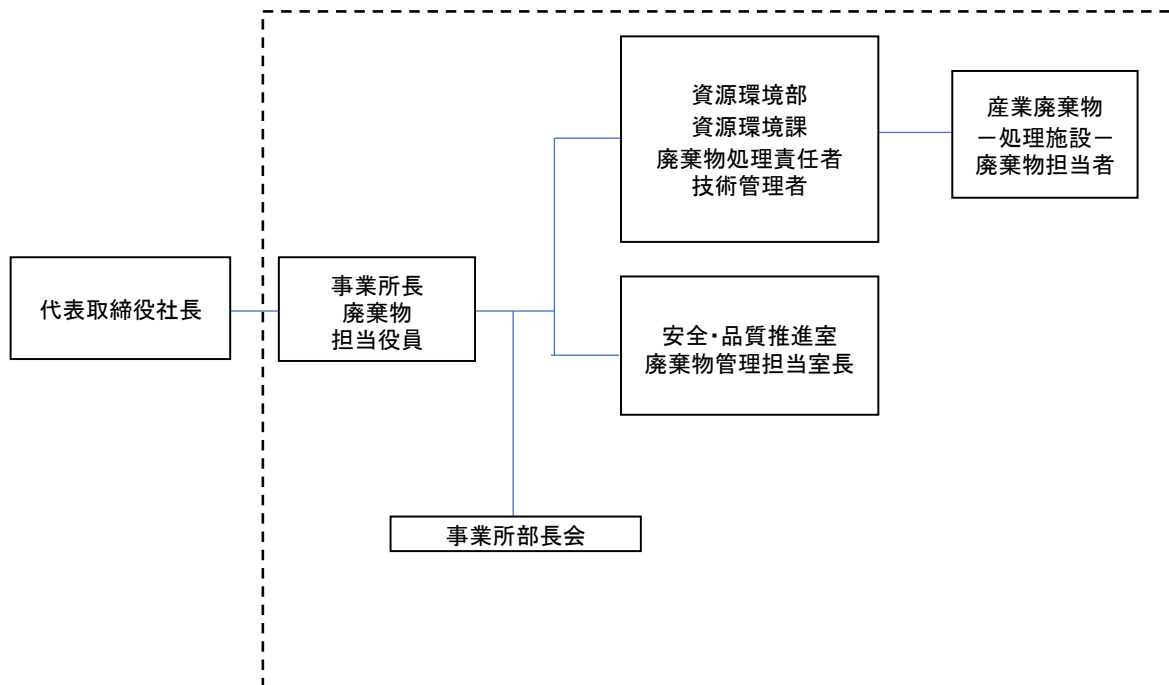
三井化学株式会社 管理体制図



関連会社 (産業廃棄物中間処理業)

株式会社 三井化学オペレーションサービス管理体制図

産業廃棄物処理施設
(岩国大竹事業所)



別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（2023年度）実績量

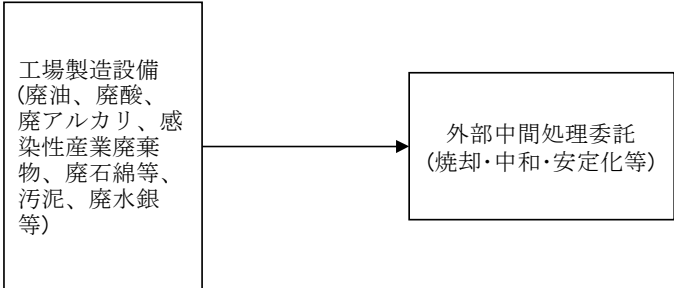
計画：今年度（2024年度）計画量

単位:トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										電子情報処理組織の使用に関する事項
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
廃油	587.091	1.000									587.091	1.000	587.091	1.000							
廃酸	16.6678	30									16.6678	30	16.6278	30							
廃アルカリ	0.5479	5									0.5479	5	0.5479	5							
感染性産業廃棄物	0.009	0.02									0.009	0.02	0.009	0.02							
ばいじん																					
燃え殻																					
汚泥																					
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	6.2336	10									6.2336	10	6.22	10							
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																					
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																					
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																					
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																					
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	10.34	30									10.34	30	10.34	30							
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																					
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																					
廃油(特定有害産業廃棄物)	0.156	3									0.156	3	0.156	3							
汚泥(特定有害産業廃棄物)	0.8021	4									0.8021	4	0.8021	4							
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0.0136	1									0.0136	1	0.0136	1							
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0.0007	1									0.0007	1	0.0007	1							
廃水銀等(特定有害産業廃棄物)	0.0375	1									0.0375	1	0.0375	1							
合計	621.8992	1,085.02	0	0	0	0	0	0	0	0	621.8992	1,085.02	621.8456	1,085.02	0	0	0	0	0	0	

別紙6（廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	製造業（化学工業）
②事業の規模	製造品出荷額 942億円
③従業員数	810人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre> graph LR A["工場製造設備 (廃油、廃酸、 廃アルカリ、感 染性産業廃棄 物、廃石綿等、 汚泥、廃水銀 等)"] --> B["外部中間処理委託 (焼却・中和・安定化等)"] </pre>

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）
別紙（第7面、第8面）のとおり

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） ・廃油、廃酸の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制実施。 ・年度単位で削減計画を作成し実行。 ・各プラントで発生する廃油の産業廃棄物処理から有価物売却への転換。
②計画	（今後実施する予定の取組） ・廃油、廃酸の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制（継続）。 ・年度単位で削減計画を作成（継続）。 ・各プラントで発生する廃油の産業廃棄物処理から有価物売却への転換（継続）。 ・廃アルカリの有用成分回収による有価物化。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃石綿等廃棄物について、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施している。
②計画	（今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃石綿等廃棄物について、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施する（継続）。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・各プラントから発生する廃油のボイラー燃料化。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・各プラントから発生する廃油のボイラー燃料化（継続）。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) —
②計画	(今後実施する予定の取組) —

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) —
②計画	(今後実施する予定の取組) —

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・廃酸の酸成分有効利用を実施している。 ・廃石綿等は熔融処理で再資源化し、有効利用を実施している。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定している。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施している。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施する（継続）。 ・廃酸の酸成分有効利用を実施する（継続）。 ・廃石綿等は熔融処理で再資源化し、有効利用を実施する（継続）。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する（継続）。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する（継続）。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施する（継続）。 ・産業廃棄物処理委託契約を書面から電子へ段階的に切替えの検討を行う。

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) ・処理業者との委託契約ごとに、産業廃棄物（特管含む）の電子マニフェストで運用開始（継続）。
----	---